

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会

組織細則

第1項 目的

この組織細則は、選定委員会の組織に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この組織細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2) 選定委員会 印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会
- (3) 関係市町 印西市、白井市及び栄町
- (4) 事業者 印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者

第3項 担任する事務の主要項目

附属機関条例第2条別表で規定する「担任する事務」の主要項目は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 事業者の募集、選定等に係る実施方針に関すること。
- (2) 事業者の実施方法の選定に関すること。
- (3) 事業者の募集方法、事業の要求水準書及び事業者の選定基準に関すること。
- (4) 事業者及び事業提案書の審査に関すること。
- (5) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

第4項 委員構成の詳細

附属機関条例第2条別表で規定する「委員の構成」の詳細は、次表のとおりとする。

委員構成	委員構成の詳細	定数
学識経験を有する者	選定委員会の担任する事務に係る学識経験を有する者	3人以内
管理者が必要と認める者	①関係市町の副市町長 ②印西クリーンセンター次期中間処理施設の立地地区の住民	3人以内 1人以内
合計		7人以内

第5項 補助員の同席

附属機関条例第2条別表で規定する委員で、前項の関係市町の副市町長の選定委員会への出席にあつては、各委員1名までに限り、補助員を同席させることができる。

第6項 任期

附属機関条例第2条別表で規定する任期は、第3項に規定する事項について調査審議し、管理者に報告するまでの間とする。

第7項 委任

この組織細則に定めるもののほか、選定委員会の組織に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この組織細則は、令和4年5月30日から適用する。